

議案第 22 号

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

提案理由

適応指導教室の利用の審査方法を改めるため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

調布市適応指導教室設置条例施行規則（令和2年調布市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「適応指導教室の」を「調布市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の」に改め、同条第3項中「検討委員会を開催して」を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 改正 令和4年3月29日教委規則第2号 調布市適応指導教室設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市適応指導教室設置条例（令和2年調布市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (対象児童)</p> <p>第2条 条例第4条の事業の対象児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した児童 (2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した児童</p>	<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 改正 令和4年3月29日教委規則第2号 調布市適応指導教室設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市適応指導教室設置条例（令和2年調布市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (対象児童)</p> <p>第2条 条例第4条の事業の対象児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した児童 (2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した児童 <u>(検討委員会)</u></p> <p><u>第3条 条例第7条の規定により、調布市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の利用の適切な審査を行うため、適応指導教室利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 前項の規定による検討委員会は、次の各号に掲げる職（当該職に相当する職を含む。）にある者6人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 指導室教育支援担当課長</u> <u>(2) 指導室教育支援担当課長補佐</u> <u>(3) 在籍小学校長</u></p>



改正後	改正前
<p>5号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の届出があったときは、調布市適応指導教室利用辞退結果通知書(第6号様式)により在籍校の校長へ通知するものとする。 (雑則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年3月29日教委規則第2号)</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の調布市適応指導教室設置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。</p> <p>第1号様式 <u>(第3条関係)</u></p> <p>第2号様式 <u>(第3条関係)</u></p> <p>第3号様式 <u>(第3条関係)</u></p> <p>第4号様式 <u>(第3条関係)</u></p> <p>第5号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p>第6号様式 <u>(第4条関係)</u></p>	<p>5号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の届出があったときは、調布市適応指導教室利用辞退結果通知書(第6号様式)により在籍校の校長へ通知するものとする。 (雑則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年3月29日教委規則第2号)</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の調布市適応指導教室設置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。</p> <p>第1号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p>第2号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p>第3号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p>第4号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p>第5号様式 <u>(第5条関係)</u></p> <p>第6号様式 <u>(第5条関係)</u></p>

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。